
ネイチャーポジティブ関係施策について

2024/3/22

統括自然保護企画官 羽井佐幸宏



東北地方環境事務所の紹介

1-1. 東北地方環境事務所について

- 東北地方環境事務所は、東北地方における環境省の地方支分部局です。主たる事務所が仙台に設置されています。

東北地方環境事務所

- 総務課
- 地域脱炭素創生室
- 資源循環課
- 指定廃棄物対策チーム
- 環境対策課
- 国立公園課
- 野生生物課
- 自然環境整備課
 - 生物多様性保全室

国立公園管理事務所、自然保護官事務所

地方環境事務所の出先機関として、自然環境の保全・管理を最前線で担う事務所です。国立公園管理官、自然保護官、自然保護官補佐が常駐し、国立公園の管理や希少野生生物の保護増殖などの業務を担っています。

- 十和田八幡平国立公園管理事務所
 - 盛岡管理官事務所
 - 鹿角管理官事務所
- 八戸自然保護官事務所
- 西目屋自然保護官事務所
- 宮古自然保護官事務所
- 大船渡自然保護官事務所
- 仙台自然保護官事務所
- 石巻自然保護官事務所
- 名取自然保護官事務所
- 秋田自然保護官事務所
- 藤里自然保護官事務所
- 鳥海南麓自然保護官事務所
- 裏磐梯自然保護官事務所

3

1-2. 生物多様性保全室の体制

- 東北地方環境事務所は、生物多様性保全に関する、国立公園課、野生生物課及び自然環境整備課の事務を所掌するため、6人体制の生物多様性保全室を設置しています。
- これは、ネイチャーポジティブに関する施策を地域と連携して実施するために整備した、東北地方環境事務所の独自の体制です。

東北地方環境事務所生物多様性保全室

- (室長) 生物多様性保全企画官 羽井佐 幸宏
(室員) 自然環境調査官 相澤 あゆみ
自然環境調査官 佐々木 淳
国立公園課補佐 丸山 永
野生生物課補佐 菅野 康祐
野生生物指導官 伊藤 勇三

4

1-3. 生物多様性保全室の主な事務

- 生物多様性保全室は、主に次のような事務を所掌しています。

事項	業務内容
生物多様性に関する全般的な事項	生物多様性関連の問い合わせ対応
	関係者との意見交換の場のセット
	生物多様性の関連施策の情報共有
	東北地方の生物多様性に関する情報整理
関係者への働きかけ	他省庁（東北農政局、地方整備局）との連携、調整
	各種の普及啓発資料の作成
	講演・講義
	生物多様性地域戦略策定支援
自然共生サイトに関すること	自治体、地域、企業、民間コンサルとの意見交換
	候補地情報の収集、整理
	自然共生サイト申請の事前相談～現地確認～各種支援
	自然共生サイトの専門家派遣に関する調整
民間企業連携、資金、インセンティブ関係	企業とのマッチング等の支援
	TNFDなど企業活動促進に関する情報収集
	民間企業との連携構築
	30by30 アライアンス登録やネイチャーポジティブ宣言の普及

ネイチャーポジティブの関係施策について

2-1. ネイチャーポジティブ4つの考え方



2-2. 急ピッチで進む企業むけのルール作り

(世界では)

- 企業情報の開示を通じて資金の流れを変えることを目指す枠組み
- 自然関連財務情報開示タスクフォース（いわゆるTNFD）が2023年9月に枠組みを公表済み

(日本では)

- ネイチャーポジティブ経営に向けたガイドラインや事例集を作成
- 経団連、金融機関、企業等の80以上の団体がTNFDフォーラムに参加（全世界の約1割）



早期導入319社の企業、団体のうち、80社が日本企業

2-3. 3月中にネイチャーポジティブ経済移行戦略

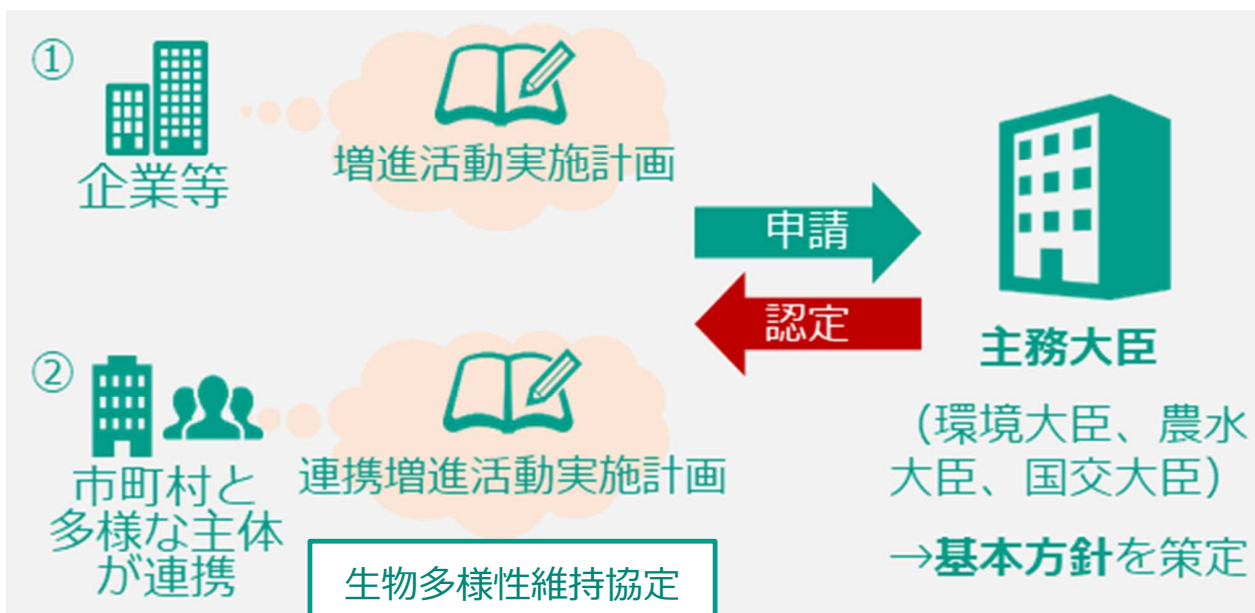
- 自然を回復軌道に乗せるため、生物多様性の損失を止め、反転させることに資する経済システム
= **ネイチャーポジティブ経済**
- 世界規模で 2030 年までに 3 億 9500 万人の雇用創出と年間 10.1 兆ドル(約 1070 兆円)規模のビジネスチャンスが見込める

出典：WEF the New Nature Economy Report (2020)

⇒実現に向けたビジョンや道筋を明らかにした「**ネイチャーポジティブ経済移行戦略(仮称)**」を2023年度内に策定

2-4. 活動促進のための新法案の国会提出

- 生物多様性の豊かな場所（自然共生サイト）の管理活動に加え、森林再生のような活動も促進するため、新しい法案を国会に提出
- 自然共生サイトが三省連携の公的なものに



2-5. 新法案でできること、そのほか検討中のこと

- 新法案は、活動計画を大臣が認定するしくみ
- このほかに法律手続のワンストップ化なども
- また、新法案と並行して、以下2～3のような支援などを検討中

1. 法律手続のワンストップ化

- 外来生物の対策などが、今よりもやりやすくなる
- 活動の長期安定のための協定

2. 情報開示・発信等の支援

- 専門家のアドバイス
- **支援証明書**等により、企業が情報開示に取り組みやすくなる

3. 予算・税等の支援

- 生物多様性保全推進支援事業、企業版ふるさと納税活用、税制措置

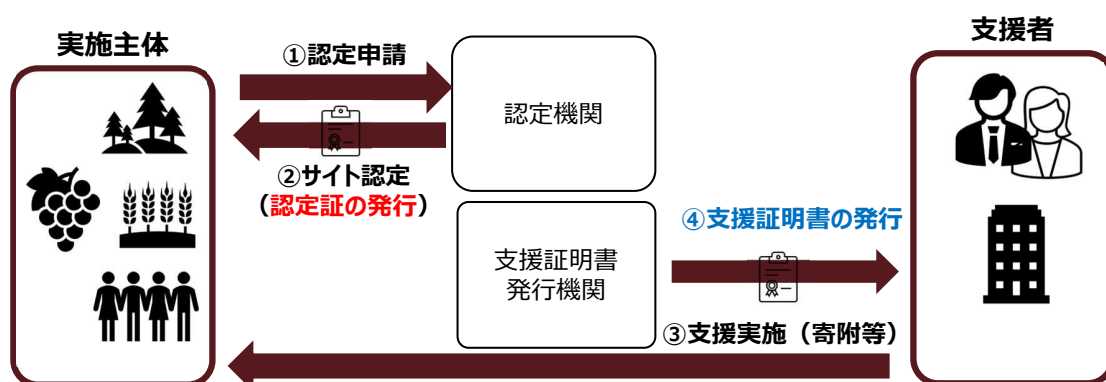
4. 地域活性化への寄与等

- デジ田戦略との連携。地域課題との同時解決を支援
- 生物多様性の定量化を推進

11

2-6. 自然共生サイトへの支援を証明するしくみ

- 自然共生サイトの管理のために必要な支援をした際に「支援証明書」を発行する制度を検討中。
- 支援証明書は企業の情報開示に活用できるように設計中、2024年度に試行予定
- 土地をもたない企業の力を地域に呼び込む



12

2-7. 大事なものはストーリーと定量化

ストーリー

- 企業の経営にとって死活的に重要なことと、地域の生物多様性をつなげる
(例) 飲料メーカーは良質な水の確保のために生物多様性の豊かな森がなければならない

定量化

- その自然が、どれくらい、その企業の経営にとって死活的なのかを数字（お金）で説明したい

⇒地域戦略は地域と企業のマッチングツール

地域固有のストーリーの提供
地域の多様な関係者との連携
生物多様性だけでなく、社会課題への貢献
国際目標への貢献の道筋をしめす



地域における生物の多様性の増進のための活動の促進等に関する法律案について

令和6年3月



「ネイチャーポジティブ（自然再興）」の実現に向け、企業等による地域における生物多様性の増進のための活動を促進するため、主務大臣による基本方針の策定、当該活動に係る計画の認定制度の創設と、認定を受けた活動に係る手続のワンストップ化・規制の特例等の措置等を講ずる。

■ 背景

○ 令和4年12月に新たな世界目標「昆明・モントリオール生物多様性枠組」が採択。我が国も生物多様性国家戦略を改定し、2030年までの「ネイチャーポジティブ」※1の実現と、このために陸と海の30%以上を保全する「30by30」の目標を掲げた。この達成には、国立公園等の保護地域の拡張に加え、里地里山、企業緑地や都市の緑地等の身近な自然など、OECM※2の設定促進が必要。

○ また、企業経営においても、TNFD（自然関連財務情報開示タスクフォース）の流れもあいまって、生物の多様性や自然資本の重要性が高まっている。

※1 自然を回復軌道に乗せるために生物多様性の損失を止め反転させる ※2 保護地域以外で生物の多様性の保全に資する地域

■ 主な措置事項

1. 地域における生物の多様性の増進※のための活動の促進 ※維持、回復又は創出

(1) 増進活動実施計画等の認定制度の創設

① 企業等が、里地里山の保全、外来生物の防除、希少種の保護といった生物多様性の維持・回復・創出に資する「増進活動実施計画」を作成し、主務大臣が認定（企業等は情報開示等に活用）。

② 市町村がとりまとめ役として地域の多様な主体と連携して行う活動を「連携増進活動実施計画」として主務大臣が認定。

➢ ①又は②の認定を受けた者は、その活動内容に応じて、自然公園法・自然環境保全法・種の保存法・鳥獣保護管理法・外来生物法・森林法・都市緑地法における手続のワンストップ化・簡素化といった特例を受けることができる。



(2) 生物多様性維持協定

➢ ②の認定を受けた市町村等は、土地所有者等と「生物多様性維持協定」を締結することができ、長期的・安定的に活動が実施できる。

2. その他

(1) (独法)環境再生保全機構法の一部改正（認定関連業務の一部や情報提供等を機構が実施）

(2) 生物多様性地域連携促進法の廃止

<施行期日> 公布の日から起算して、1年を超えない範囲で政令で定める日

豊かな生物の多様性の確保、ネイチャーポジティブ（自然再興）の実現へ

1-1. 法案の背景

- 令和4年12月に新たな世界目標「昆明・モントリオール生物多様性枠組」が採択。我が国も生物多様性国家戦略を改定し、2030年までの「ネイチャーポジティブ」※1の実現と、このために陸と海の30%以上を保全する「30by30」の目標を掲げた。この達成には、国立公園等の保護地域の拡張に加え、里地里山、企業緑地や都市の緑地等の身近な自然など、OECM※2の設定促進が必要。
- また、企業経営においても、TNFD（自然関連財務情報開示タスクフォース）の流れもあいまって、生物の多様性や自然資本の重要性が高まっている。

※1：ネイチャーポジティブ

自然を回復軌道に乗せるために生物多様性の損失を止め反転させること。

- 生物多様性は人類の存続の基盤であり、その上に社会が成立し、更にその上に経済が成立するという3層構造。
- しかしながら、我が国の生物多様性は過去50年間損失し続けている。
- このため、将来にわたって生物多様性の恵みを受取るために、生物多様性の損失を止め反転させることが必要。

※2：OECM

保護地域以外で生物多様性保全に資する地域のこと。

- ネイチャーポジティブの実現に向けた取組の一つとして、場所に紐付いた取組の推進が重要。
- 保護地域に加えて、人々の生業や民間の自発的な取組によって自然が守られている地域など身近な自然をOECMとしてカウントし、地域の生態系を保全することが重要。



里地里山



都市の緑地

OECMのイメージ

1-2. (参考) 自然共生サイト

- 環境省では、民間の活動等によって生物多様性の保全が図られている区域（森林、里地里山、都市緑地、沿岸域等）を「自然共生サイト」として認定する仕組みを令和5年度から開始。

【自然共生サイトについて】

- 令和5年10月、初の大臣認定となる122か所を決定。
- 認定された区域のうち、保護地域との重複を除いた区域はOECDとして国際データベースに登録。
- 活動促進等のためのインセンティブとして、自然共生サイトを支援した者に「支援証明書」を発行する制度（TNFD等への対応に活用できるよう設計）や、専門家派遣等を検討中。



自然共生サイト認定証授与式（令和5年10月25日）

【法制化による自然共生サイトの取組強化】

- 自然共生サイトは、生物多様性が豊かな場所を対象。これは、認定によって今後も適切に保全が継続される蓋然性を高める観点から有効な手段であり、OECDとして30by30目標にも貢献。
- 一方で、ネイチャーポジティブの実現に向けては、「昆明・モンリオール生物多様性枠組」のターゲット2において「2030年までに劣化した生態系の少なくとも30%で効果的な再生を行うこと」とされているように、生物多様性の回復や創出を図ることも必要。
- そのため、法制化に当たっては、生物多様性が豊かな場所での活動（維持する活動）に加えて、管理放棄地などにおける生物多様性の回復や、開発跡地などにおける生物多様性の創出も対象。
- その上で、活動により、活動場所の生物多様性が豊かになれば、OECDとして、30by30目標の達成にも貢献。



生態系の創出の取組例（静岡県富士市）

1

2. 基本理念・基本方針

＜基本理念等＞（第1条～第7条関係）

- ネイチャーポジティブの実現に向けて、基本理念を規定。
生物の多様性の増進は、豊かな生物の多様性を確保することが人類の存続の基盤であることを踏まえ、生物の多様性その他の自然環境の保全と経済及び社会の持続的発展との両立が図られ、現在及び将来の国民が豊かな生物の多様性の恵沢を享受することができる、自然と共生する社会の実現を旨として、国及び地方公共団体並びに事業者、国民及びこれらの者の組織する民間の団体の密接な連携の下に行われなければならないものとする。
- 生物の多様性の増進とは、生物の多様性を維持し、回復し、又は創出することをいう。
- 国、地方公共団体、事業者、国民についての責務・努力規定を設ける。

➡ ネイチャーポジティブ実現に向けた基本理念、各主体の役割分担を規定

＜基本方針＞（第8条関係）

- 主務大臣（環境大臣、農林水産大臣、国土交通大臣）は、地域生物多様性増進活動の促進に関する基本的な方針を定めるものとする。
- 基本方針には、地域生物多様性増進活動の促進の意義、計画作成の基本的事項、農林漁業に係る生産活動との調和その他の配慮すべき事項等を記載する。
- 基本方針は、生物多様性基本法の生物多様性国家戦略のほか、森林法、みどりの食料システム法、都市緑地法の計画等との調和が保たれたものでなければならないものとする。

➡ 3大臣による基本方針策定により、生物多様性増進に資する活動の方向性を提示

3-1. 活動計画の認定

<増進活動実施計画の認定> (第9条・第10条)

- **地域生物多様性増進活動を行おうとする者(企業、NPO等)**は、単独で又は共同して、「**増進活動実施計画**」を作成し、**主務大臣の認定を申請**することができる。

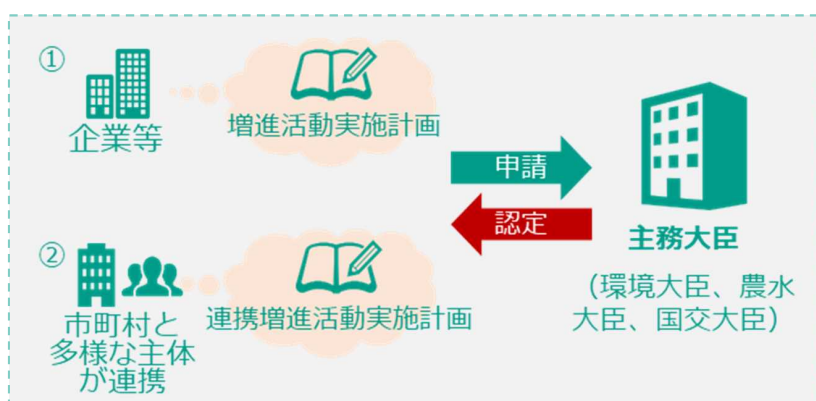
<連携増進活動実施計画の認定> (第11条～第13条)

- **連携地域生物多様性増進活動を行おうとする市町村**は、単独で又は共同して、「**連携増進活動実施計画**」を作成し、**主務大臣の認定を申請**することができる。

<共通事項>

- 計画には、活動の**内容、区域、目標、実施体制等**を記載する。計画に係る**変更の認定、認定の取消し等**について所要の規定を設ける。主務大臣による**報告徴収及び報告義務違反**に対する罰則を規定する。

⇒ **民間と市町村の特性に応じ、「増進」と「連携」の2つの計画認定制度を設ける。**



先行的事例である「自然共生サイト」の認定例



1

3-2. 企業等の活動認定のイメージ (増進活動実施計画)

【事例】 キリンホールディングス 梶子(まりこ) ヴィンヤード (長野県上田市)



“場所”が商品の特色を決める日本ワイン
～梶子ヴィンヤード～

- Locate** ワインの味を決める重要な要素は「テロワール」であり土地の個性。畑は自然が残っており希少種が生息する地域
- Evaluate** 日本ワイン拡大のためにはブドウ畑の拡大が必要であり、対象は遊休荒廃地
- Assess** 遊休荒廃地をブドウ畑にすることで良質な草原が創出され、豊かな生態系に貢献することを農研機構との共同研究で解明
- Prepare** ネイチャーポジティブ、30by30に貢献する。共同研究成果は論文・環境報告書・Webで広く公開



キリン環境報告書より

- ✓ 「草原」は希少種の数が多く貴重。140年ほど前は国土の約30%を占めていたとも言われているが、現在は1%以下であり、「**草原**」そのものが**希少**。
- ✓ 遊休荒廃地を垣根栽培のブドウ畑として活用する中で、丁寧に草刈り等の管理を行い、**ブドウ畑の下草**が**良質で広大な草原環境としての機能を発揮**し、極めて豊かな生態系を育てていることが学術的に確認。
- ✓ **TNFD開示を世界ではじめて試行**。開示3拠点のひとつが自然共生サイトである「梶子ヴィンヤード」。TNFD正式版のLEAPパートでキリンが事例として紹介。

3-2. 企業等の活動認定のイメージ（増進活動実施計画）

【事例】 サントリーホールディングス サントリー天然水の森



- ✓ 「サントリー 天然水の森」は、植生や地質等の詳細な調査を行い、30－100年後を見据えた長期活動計画を策定。水文学から鳥の専門家まで多彩な分野の第一人者と連携し、森林管理や獣害対策等を実施。
- ✓ 現在は、全国15都府県において22カ所・約1万2千haへと活動対象面積を拡大。国内工場で汲み上げる地下水量の2倍以上の水を涵養（ウォーターポジティブ）。
- ✓ この活動は、生物多様性の減少傾向を食い止め回復を目指す「ネイチャーポジティブ」の取り組みに繋がっており、これまで、森林の中で猛禽類が営巣の様子や、環境省・都道府県のレッドリスト登録種を含むさまざまな鳥・動植物が生息の様子を確認。
- ✓ 今後すべての「サントリー 天然水の森」の「自然共生サイト」認定を目指し、国際目標達成への貢献、生物多様性の保全・持続可能な社会の実現に向けたサステナビリティ経営を推進。

21

3-3. 市町村の活動認定のイメージ（連携増進活動実施計画）

【事例】 亀山市 亀山里山公園

（三重県亀山市）



- ✓ 二次的な自然環境が広がり、希少種も生息する里地里山型の公園。
- ✓ 亀山市の生物相についての豊富な知見を有する市民団体が連携団体として管理・運営に参画。
- ✓ 来園者に対して、イベントの開催や配布物などにより啓発を実施。
- ✓ 連携団体との協働により、専門性が高い環境講座を実施するとともに、フォトコンテストを開催することで文化・芸術振興にも貢献。
- ✓ 市内の幼稚園・保育園・小学校等の教育機関、地域住民に対して行政出前講座を実施。
- ✓ 大学生、高校生、中学生を職場体験・インターンシップ生として受け入れ。

22

3-3. 市町村の活動認定のイメージ（連携増進活動実施計画）

【事例】 神戸市 神戸の里山林・棚田・ため池

（兵庫県神戸市）



- ✓ 神戸市内の里地里山には、希少種、普通種ともに多種多様な動植物が生息・生育しており、市民団体、大学、行政といった多様な主体が連携しながら生物多様性の保全活動・生物調査を実施。
- ✓ 棚田・ため池における土地所有者による営農や、耕作放棄された場所での市民団体による草刈りなどの保全活動や農地への再生を実施。環境学習の場として活用し、市民が自然に触れる機会を創出。
- ✓ 神戸市の企業版ふるさと納税の寄附募集の対象事業としてもピックアップされている。

3-4. 認定計画に係る法律上の特例

＜法律上の特例措置＞（第15条～第22条関係）



認定により、自然公園法等の
手続をワンストップ化・簡素化

①保護地域等における行為規制等の特例

法律	対象地域	特例の対象とする行為の例
自然公園法	国立公園及び国定公園	・木竹の伐採（木竹の本数の調整、整枝等） ・工作物の新築（自動撮影カメラや赤外線センサーその他の動植物の生育・生息状況をモニタリングするために必要な小規模な機器又は防鹿柵等）等
自然環境保全法	自然環境保全地域	
種の保存法	生息地等保護区の管理地区	
鳥獣保護管理法	鳥獣保護区の特別保護地区	
都市緑地法	緑地保全地域及び特別緑地保全地区	・伐採等の届出
森林法	地域森林計画対象民有林	

②関連法令の認定みなし

対象制度	対象制度の概要
特定外来生物の防除（外来生物法）	民間等による特定外来生物を計画的に防除する計画について、環境大臣等の認定を受けることにより、特定外来生物法及び鳥獣保護管理法の規制の一部が不要となる。
生態系維持回復事業（自然公園法、自然環境保全法）	民間等による国立公園等におけるシカ対策等の事業について、環境大臣等の認定を受けることにより、国立公園等における許可等が包括的に不要となる。
保護増殖事業（種の保存法）	民間等による国内希少動物種の保護等の事業について、環境大臣の認定を受けることにより、種の保存法による規制が包括的に不要となる。

3-5. 生物多様性維持協定

<生物多様性維持協定> (第22条～第26条関係)

- 認定連携市町村は、認定連携増進活動実施計画の実施のため必要があると認めるときは、認定連携活動実施者及びその認定連携増進活動実施計画に係る区域（海域を除き、生物の多様性が維持されている区域に限る。）内の土地の所有者等と協定を締結して、当該土地の区域内の連携地域生物多様性増進活動を行うことができるものとする。
- 生物多様性維持協定は、協定区域内の土地の所有者等の全員の合意を得なければならない。
- 認定連携市町村による公告のあった協定は、その公告のあった後において協定区域内の土地の所有者等となった者（相続人等）に対しても、その効力があるものとする。

⇒ **土地の所有者等の協力が活動の継続に不可欠であることを踏まえ、市町村が作成した「連携計画」に基づき、長期安定的に活動を実施するための協定制度を設ける。**



4. その他（関連する施策との連携等）

<関連する施策との連携等> (第28条～第32条関係)

- 関係者間における連携・協力のあわせん等を行う「地域生物多様性増進活動支援センター」の確保
- 国及び地方公共団体は、地球温暖化の防止、気候変動適応、循環型社会の形成、防災、水循環その他の関連する施策との連携を図るよう努める。
- 国は、生物多様性の増進に関する科学的知見の充実のための措置を講ずる。
- 国は、生物多様性の増進に関する国際協力を推進するよう努める。
- 国は、教育活動、広報活動等を通じて、地域生物多様性増進活動に関し、事業者及び国民の理解の増進等のための措置を講ずる。

⇒ **ネイチャーポジティブ実現に向け、関係する施策との連携や、生物多様性に関する理解の増進など国が取り組むべき施策について規定する。**

<施行期日等> (附則関係)

- この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、基本方針策定に係る準備行為等については、公布の日から施行する。
- 生物多様性地域連携促進法※を廃止し、所要の経過措置を設ける。
※地域における多様な主体の連携による生物の多様性の保全のための活動の促進等に関する法律
- 独立行政法人環境再生保全機構法の一部を改正し、主務大臣の認定等の事務の一部を独立行政法人環境再生保全機構に行わせるため、業務等に必要な規定を追加する。

⇒ **関係法令の整備を行い、本法案の施行に向けた実施体制等を確立する。**